

# 平成 29 年度県北沿岸地域特産品開発事業 Q & A

## 1. 事業内容について

Q1-1 助成対象事業について、具体的にどのような事業を対象としていますか。

A1-1 地域資源を活かした新商品の開発、既存商品の改良などの効果的な取組を対象としております。  
また、新商品開発もしくは既存商品の改良を行うことを必須とし、当該商品の販路開拓のためのイベント・物産展等への出展活動も対象とします。

具体的な例としては、以下のような取組があげられます。

- ・地域の農林水産物や観光資源などのストーリーを盛り込んだ新商品開発を行う。
- ・販売が伸び悩んでいる既存商品について、コンセプトを見直し、魅力ある商品にする。
- ・全国展開に向けた土産・ギフト用商品を開発し、イベント等に参加して商品を広める。

Q1-2 過去に同事業に採択され助成を受けたことがあるが、今年度も申請可能ですか。

A1-2 可能です。審査の参考としますので、採択実績のある申請者は、交付申請書内の「過去の助成実績の有無」欄に詳細を記入してください。

Q1-3 事業内容の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

A1-3 事前に承認を受ける必要があるため、変更承認申請書（様式第5号）を提出してください。

なお、助成対象経費（事業計画書の「事業費積算」の欄に記載した支出経費）の科目間の金額の増減は、承認を受けずに変更できます。

## 2. 助成対象経費について

Q2-1 職員旅費とはどのようなものがあてはまりますか。

A2-1 当該事業で完成した商品の販路開拓にかかる旅費のみを対象とし、1回につき2名分を限度としております。個人的な商談は対象外とし、県や市町村、商工団体が主催するイベント、物産展等への出席のための職員旅費に限ります。完了時、参加したイベント等の実施要項や内容等を添付してください。

なお、タクシー代やガソリン代、高速道路代等、公共交通機関以外のものによる旅費は対象となりません。

Q2-2 対象外の経費の例を教えてください。

A2-2 機械・備品等購入費、通信運搬費（商品サンプル送料、DM送料等）、光熱水費、産業財産権等取得費（商標登録、特許出願等）、振込手数料、直接売り上げや利益につながる費用

Q2-3 事業期間内に、商品の完成、成果物の納品等は完了しているが、支払いが済んでいないものは対象となりますか。【全事業共通事項】

A2-3 対象となりません。助成対象は、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。

Q2-4 事業費が当初計画より上回った場合、交付決定額を超えて助成金をもらうことはできますか。

**【全事業共通事項】**

A2-4 できません。事業費が増大した場合、交付決定額以上の費用は自己負担となります。

Q2-5 申請書の「事業費積算」欄の記載例を教えてください。

A2-5 一例です。なお、積算に係る見積書を添付してください。

事業費積算 (単位：円)		[収入区分]	[内訳]	[金額]	
※注意 (Q&A 参照) 「さんりく基金助成金」欄の金額は、小計①の8割(上限50万円)と小計②の8割(上限15万円)を合算した額です。 (最大65万円)	収入	さんりく基金助成金		(※1) 630,000	
		自己資金		197,000	
		収入計		827,000	
	支出	① 新商品開発等	外注費	パッケージデザイン料	150,000
			印刷製本費	パッケージ試作	200,000
			材料費	イカ、ホタテ	30,000
			検査分析費	細菌検査	70,000
			印刷製本費	チラシ作成	100,000
			広告宣伝費	のぼり作成	50,000
			小計①	600,000	
② 出展活動	職員旅費	宮古～東京(新幹線 32,300円、 宿泊費 2泊 20,000円) × 2名 宮古～大阪(新幹線 52,400円、 宿泊費 4泊 40,000円) × 1名		197,000	
	出展料	〇〇イベント出展料		15,000	
		〇〇イベント出展料		15,000	
	小計②	227,000			
	支出計	合計	827,000		

交通費は実費です。経路を記載してください。

(※1) 助成金算出方法

①事業費 600,000円 × (助成率) 4/5 = 480,000円

②事業費 227,000円 × (助成率) 4/5 = 181,600円 ≥ 上限15万円          合計 630,000円

**3. 事務手続きについて**

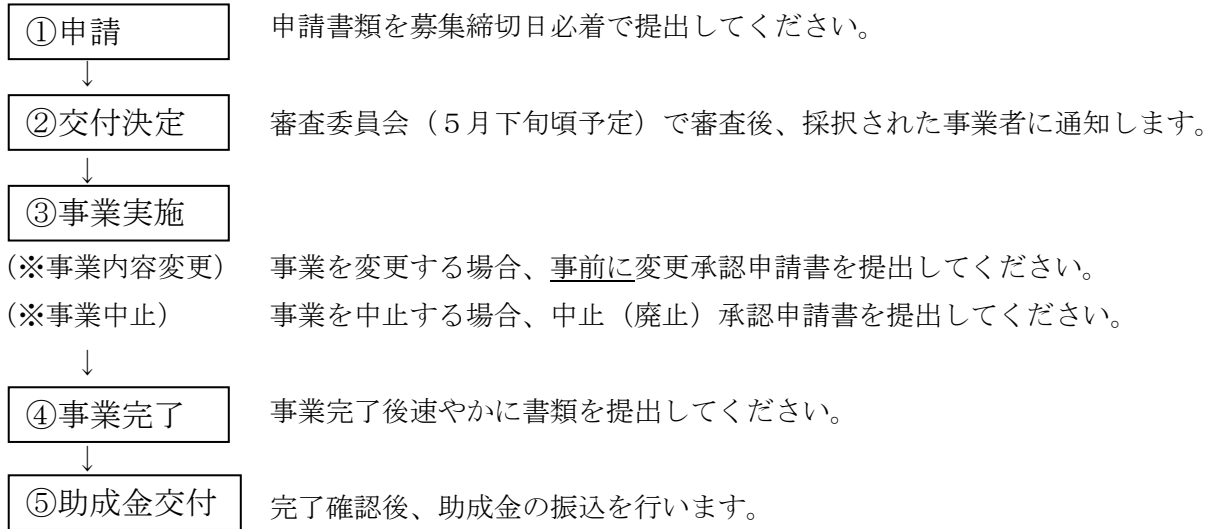
Q3-1 交付決定を受けた場合、助成金はいつ入金されますか。前金払はできますか。

A3-1 前金払は行いません。事業完了確認後、助成金の交付を行います。

完了時提出頂く書類により、完了の確認ができましたら、振込の手続きに入ります。完了確認後、おおむね1週間程度での振込となります。

**Q3-2 申請後の流れを教えてください。【全事業共通事項】**

A3-2 申請から完了までの流れは以下のとおりです。



**4. その他**

**Q4-1 2次募集はありますか。【全事業共通事項】**

A4-1 現段階では予定はありません。ただし、事業の採択状況により、2次募集を行う場合があります。

**Q4-2 事業期間の延長はできますか。【全事業共通事項】**

A4-2 できません。事業期間内に完了できるように計画的に事業を進めてください。

**Q4-3 申請にあたっての注意点はありますか。【全事業共通事項】**

A4-3 ①例年、申請書類の不備等が多くみられます。ご不明な点は、事前にさんりく基金事務局へご相談願います。また、事業費の積算に関し、見積書の添付が必要ですので、締切日に間に合うように、ご準備をお願いします。

②「連絡担当者」欄は、実際に事務手続きをしている方のお名前及び日中に連絡のつく電話番号をご記入ください。

**Q4-4 事業実施にあたって必要となることはありますか。【全事業共通事項】**

A4-4 事業内容について、マスコミ等による取材の際は、さんりく基金の助成事業である旨を積極的にPRしてください。